

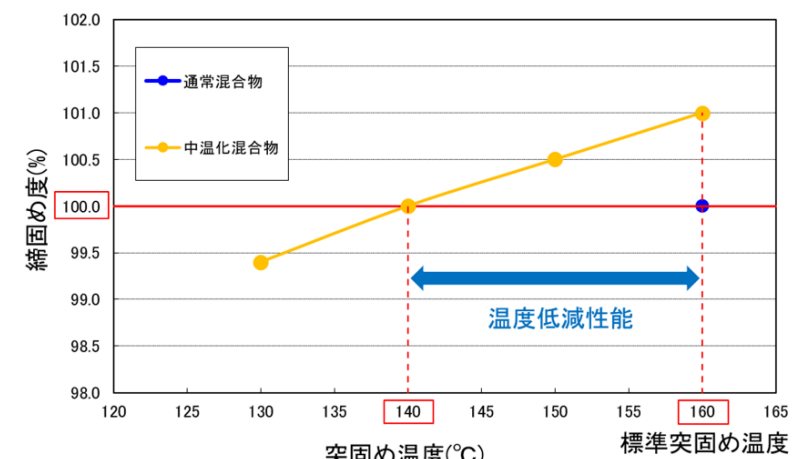
新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和 6 年 10 月）	新（令和 7 年 4 月）	摘要
千葉市土木工事共通仕様書 平成 2 0 年 7 月 1 5 日改定 平成 2 2 年 4 月 1 日改定 平成 2 3 年 1 0 月 1 日改定 平成 2 9 年 4 月 1 日改定 平成 3 0 年 7 月 3 1 日改定 令和 元 年 4 月 1 日改定 令和 2 年 1 0 月 1 日改定 令和 3 年 1 0 月 1 日改定 令和 4 年 1 0 月 1 日改定 令和 5 年 1 0 月 1 日改定 令和 6 年 4 月 1 日改定 令和 6 年 1 0 月 1 日改定	千葉市土木工事共通仕様書^改 平成 2 0 年□ 7 月 1 5 日改定^改 平成 2 2 年□ 4 月□ 1 日改定^改 平成 2 3 年 1 0 月□ 1 日改定^改 平成 2 9 年□ 4 月□ 1 日改定^改 平成 3 0 年□ 7 月 3 1 日改定^改 令和□元 年□ 4 月□ 1 日改定^改 令和□ 2 年 1 0 月□ 1 日改定^改 令和□ 3 年 1 0 月□ 1 日改定^改 令和□ 4 年 1 0 月□ 1 日改定^改 令和□ 5 年 1 0 月□ 1 日改定^改 令和□ 6 年□ 4 月□ 1 日改定^改 令和□ 6 年 1 0 月□ 1 日改定^改 令和□ 7 年□ 4 月□ 1 日改定^改	

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年10月）	新（令和7年4月）	摘要
第3編土木工事共通編 第2章一般施工 2-6-7 アスファルト舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。	第3編土木工事共通編 第2章一般施工 2-6-7 アスファルト舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。<u>なお、ここで使用する加熱アスファルト安定処理路盤材は、常設のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。また、混合所において機械式フォームド装置等によって、アスファルトを発泡させて製造されたものも対象とする。</u> <u>（1）主に使用アスファルトの温度—粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10℃以上温度低減を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合物を中温化混合物とする。</u> <u>（2）～（4）略</u> <u>（5）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。</u> なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとし、<u>中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締固め温度で作製した供試体から得られた密度とする。</u>ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。 <u>（6）略</u> <u>（7）受注者は、中温化混合物の場合、最低3水準の締固め温度により供試体を作製し、温度—突固め度のグラフから通常混合物</u>	追加 追加 番号修正 番号修正 追加 番号修正
（1）～（3）略 （4）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。 なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。 （5）略		

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年10月）	新（令和7年4月）	摘要
(6)～(10) 略 (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャーを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(10)、(12)～(14)号によるものとする。 (12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術に	と同等以上の締固め性能を確保できる温度低減性能を求め、それを基に排出時（出荷時）の温度を定め監督員の承諾を得るものとする。ここで、供試体の作製については、「舗装調査・試験法便覧 B001 マーシャル安定度試験方法」の供試体の作製を準用するものとし、温度－突固め度のグラフの作成方法については、図2－6に示す直線で結ぶ方法のほか、最適と判断できる近似式を用いて算出してもよい。  図2－6 温度－突固め度のグラフ（作成例） (8)～(12) 略 (13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャーを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(12)、(14)～(16)号によるものとする。 (14) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高い	追加 番号修正 番号修正 番号修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年10月）	新（令和7年4月）	摘要
より施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。 (13) ～ (20) 略	ローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。<u>中温化混合物を使用する場合、(7)号で設定した温度低減性能を基に監督職員と協議の上温度を決定するものとする。</u> (15) ～ (22) 略	追加 番号修正
5. 基層及び表層の規定 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	5. 基層及び表層の規定 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。<u>なお、ここで使用する加熱アスファルト混合物は、常設のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。また、混合所において機械式フォームド装置等によって、アスファルトを発泡させて製造されたものも対象とする。</u> <u>(1) 主に使用アスファルトの温度—粘度曲線から設定された最</u>	追加 追加

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年10月）	新（令和7年4月）	摘要
(1) ～ (2) 略 (3) 受注者は、舗設に先立って、(1) 号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-26に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 (4) ～ (5) 略 (6) 受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7) 号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。 (7) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。 (8) 略 (9) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び	<u>適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10℃以上温度低減を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合物を中温化混合物とする。</u> (2) ～ (3) 略 (4) 受注者は、舗設に先立って、(2) 号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-26に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 (5) ～ (6) 略 (7) 受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(8) 号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。 (8) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。<u>中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締固め温度で作製した供試体から得られた密度とする。</u> 開粒度アスファルト混合物以外の場合 (9) 略 (10) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び	番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 追加 番号修正 番号修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和 6 年 10 月）	新（令和 7 年 4 月）	摘要
舗設時の気候条件については本条第 4 項（<u>5</u>）～（<u>10</u>）号によるものとする。 （<u>10</u>）～（<u>15</u>）略 （<u>16</u>）混合物の敷均しは、本条 4 項（<u>11</u>）～（<u>13</u>）号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は 7 cm 以下とするものとする。 （<u>17</u>）混合物の締固めは、本条 4 項（<u>14</u>）～（<u>16</u>）号によるものとする。 （<u>18</u>）継目の施工は、本条 4 項（<u>17</u>）～（<u>20</u>）号によるものとする。 （<u>19</u>）略	舗設時の気候条件については本条第 4 項（<u>6</u>）～（<u>12</u>）号によるものとする。 （<u>11</u>）～（<u>16</u>）略 （<u>17</u>）混合物の敷均しは、本条 4 項（<u>13</u>）～（<u>15</u>）号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は 7 cm 以下とするものとする。 （<u>18</u>）混合物の締固めは、本条 4 項（<u>16</u>）～（<u>18</u>）号によるものとする。 （<u>19</u>）継目の施工は、本条 4 項（<u>19</u>）～（<u>22</u>）号によるものとする。 （<u>20</u>）略	番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正
2-6-12 コンクリート舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	2-6-12 コンクリート舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。<u>また、中温化混合物を用いる場合は、第 3 編第 6 節一般舗装工 2－6－7 アスファルト舗装工 4 号の規定による。</u>	追加
5. アスファルト中間層の規定 受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	5. アスファルト中間層の規定 受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。<u>また、中温化混合物を用いる場合は、第 3 編第 6 節一般舗装工 2－6－7 アスファルト舗装工 4 号の規定による。</u>	追加